

令和6年10月17日
県土整備部道路課

報道機関各位

令和6年度青森県道路愛護等功労者表彰式の開催について
(当日取材依頼)

道路愛護精神の高揚を図ることを目的として、道路の愛護等について功績が
顕著な団体及び個人を道路愛護等功労者として毎年表彰しています。
今年度の表彰式を開催しますので、当日の取材・報道方お願いします。

記

【表彰式日時】

- 1 日時 令和6年10月31日(木) 11:00～11:40まで
- 2 場所 アラスカ 4階「ダイヤモンド」
青森市新町一丁目11-22

【受賞者】

- 1 公益社団法人日本道路協会長表彰(1者)(※表彰伝達)

かぶしきがいしゃきとうそうけんせつ
株式会社佐藤惣建設(弘前市)

- 2 青森県知事表彰(2者)

あおもりけんじおふあいばーきょうかい
青森県ジオファイバー協会(青森市)

かとう こ
加藤 とし子(弘前市)

- 3 青森県県土整備部長表彰(1者)

しろと のぶあき
白戸 信昭(弘前市)

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	県土整備部道路課 路政グループマネージャー 長内 竹彦
電話番号	直通：017-734-9648 内線：6696
報道監	県土整備部次長 中道 悟

○公益社団法人日本道路協会会長表彰（1者）

○受賞者（1）：^{かぶ} ^{しき} ^{かい} ^{しゃ} ^さ ^{どう} ^{そう} ^{けん} ^{せつ} 株式会社佐藤惣建設（弘前市）

○これまでの受賞歴

・ 青森県知事表彰 令和3年度受賞

○活動開始：平成15年（2003年）

○活動内容：道路清掃、植栽、除草等

国道7号や県道石川百田線等において、清掃活動に取り組んでいる。



○青森県知事表彰（2者）

○受賞者（1）：^{あおもりけんじおふあいはーきょうかい}青森県 ジオファイバー協会（青森市）

○これまでの受賞歴

・県土整備部長表彰 平成27年度受賞

○活動開始：平成16年（2004年）

○活動内容：清掃活動等

県道青森浪岡線において、道路清掃を行い、道路の環境美化に貢献している。

○受賞者（2）：^{かとう}加藤 ^ことし子（弘前市）

○これまでの受賞歴

・県土整備部長表彰 令和3年度受賞

○活動開始：平成9年（1997年）

○活動内容：清掃活動等

主要地方道 岩崎西目屋弘前線、主要地方道 弘前岳鱒ヶ沢線等において、道路清掃を行い、道路の環境美化に貢献している。

○青森県県土整備部長表彰（1者）

○受賞者（1）：^{しろと}白戸 ^{のぶあき}信昭（弘前市）

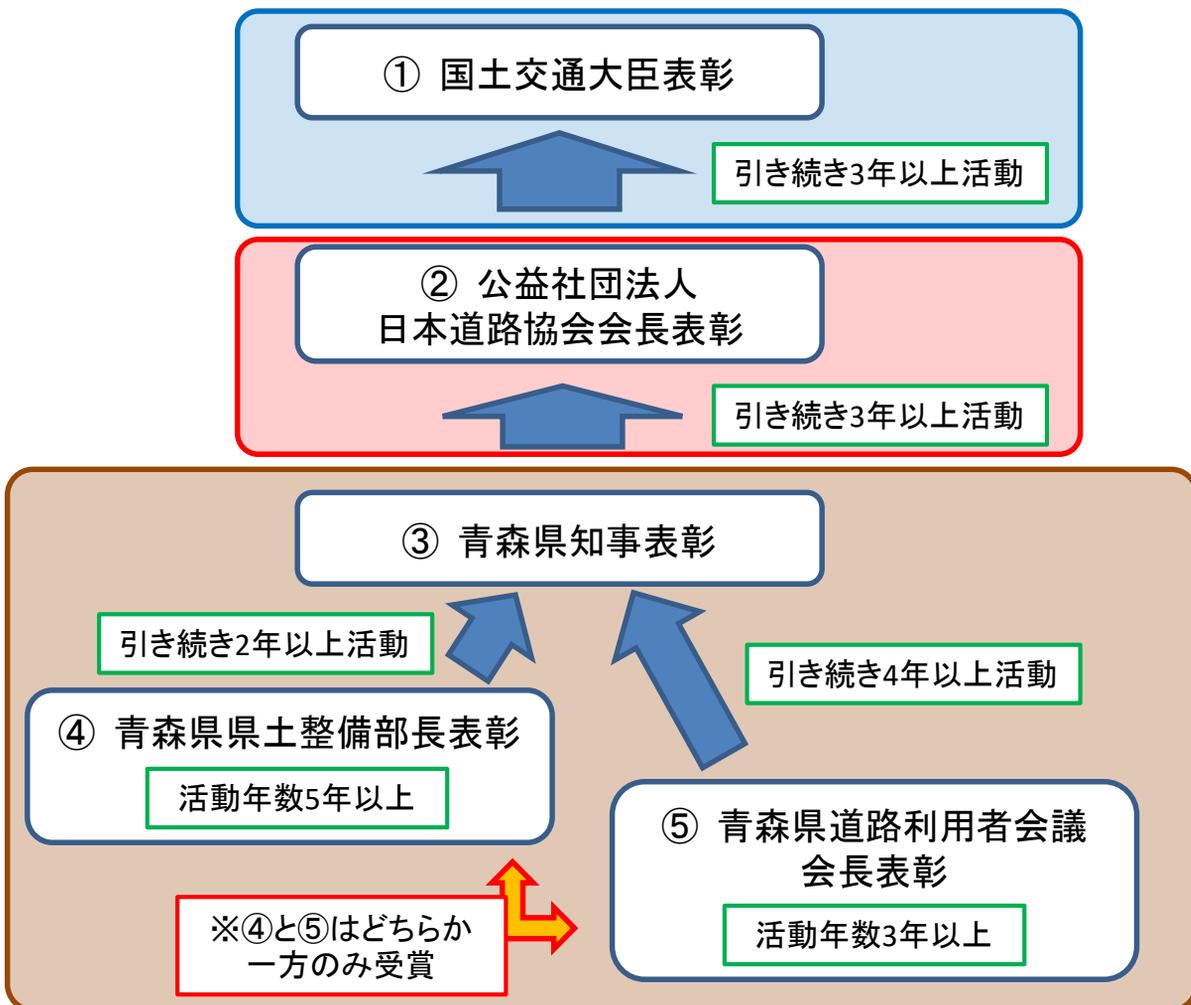
○これまでの受賞歴：なし

○活動開始：平成20年（2008年）

○活動内容：清掃活動

県道 松木平撫牛子停車場線等において、道路清掃を行い、道路の環境美化に貢献している。

道路愛護等功労者表彰の種類及び推薦基準等について



【上記の流れ等について】

- 道路愛護等功労者に対して、県が表彰又は推薦しているものは上記の5種類
- 活動年数の浅い順に（④ or ⑤）⇒ ③ ⇒ ② ⇒ ①の順番で表彰しており、原則として、より上位の表彰を受けるためには、下位の表彰を受けていることを要件としている。
- ①及び②については、国土交通省及び財団法人日本道路協会から該当する団体及び個人の推薦依頼があり、県から推薦を行っている。
- ③・④及び⑤については、青森県道路利用者会議会長（今年度の会長は吉田満氏（深浦町長））及び道路課長を審査員とする審査会により、受賞者を決定している。

【青森県道路愛護等功労者表彰実施要綱より(抜粋)】

○第1条(目的)

道路の愛護等について功績が顕著な団体及び個人の表彰に関する必要な事項を定め、もって道路愛護精神の高揚を図ることを目的とする

○第2条(表彰の対象)

- ① 道路の清掃又は植樹等道路の愛護、環境の整備に努め、功績が顕著であること。
- ② 不適正な道路使用の防止等道路の有効利用に努め、功績が顕著であること。
- ③ 道路交通情報等の提供又は防災活動等道路の安全と交通の確保に努め、功績が顕著であること。

青森県道路愛護等功労者表彰実施要綱

〔 目 的 〕

第1条 この要綱は、道路の愛護等について功績が顕著な団体及び個人の表彰に関する必要な事項を定め、もって道路愛護精神の高揚を図ることを目的とする。

〔 表彰の対象 〕

第2条 表彰は、次の各号に該当する民間の団体及び個人について行うものとする。

- ① 道路の清掃又は植樹等道路の愛護、環境の整備に努め、その功績が顕著であること。
- ② 不適正な道路の使用の防止等道路の有効な利用に努め、その功績が顕著であること。
- ③ 道路交通情報等の提供又は防災活動等道路の安全と交通の確保に努め、その功績が顕著であること。

〔 表彰区分 〕

第3条 表彰区分は、次の各号のとおりとする。

- ① 知事表彰
- ② 県土整備部長表彰
- ③ 青森県道路利用者会議会長表彰

〔 被表彰者の推せん等 〕

第4条 地域県民局の地域整備部長は、管内の市町村等と協議、連絡のうえ、第2条各号の一に該当し、表彰することを適当と認める団体又は個人を選定して推せんするとともに、既に県土整備部（土木部）長表彰又は青森県道路利用者会議会長表彰を受賞した団体及び個人の活動状況について報告するものとする。

〔 表彰審査会 〕

第5条 被表彰者を決定するため、表彰審査会を設置する。

- 2 表彰審査会は、青森県道路利用者会議会長、道路課長をもって構成する。

附 則

この要綱は、平成19年度の表彰から適用する。